

特定創業支援を ご活用ください



Q 特定創業支援とは何ですか？

A 創業に必要な4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）がすべて身につく継続的な支援をいいます。
各講座を受講された後、下記窓口に申請してください。

武蔵野市の特定創業支援の対象は、武蔵野商工会議所「むさしの創業塾」、西武信用金庫「創業塾」、多摩信用金庫「創業相談事業、創業塾」、(株)マネジメントブレーン「創業塾、セミナー」です。

特定創業支援の優遇措置

特定創業支援の認定証明書をお持ちの方は、下記の優遇措置を受けられます。

01 会社設立時の登録免許税の軽減	02 日本政策金融公庫の融資等要件の緩和
市内で会社を設立する際の登録免許税が半額になります。 株式会社 資本金の0.7%→0.35%に減免（最低税額15万円→7.5万円） 合同会社 資本金の0.7%→0.35%（最低税額6万円→3万円） 合名会社・合資会社 1件につき6万円→3万円 ※法務局に証明書原本の提出が必要です。 対象 創業前の方または創業した日から5年経過していない個人事業主の方	①「新創業融資制度」を、「創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方」として利用できます。 ②「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として利用できます。 ※融資実行には、日本政策金融公庫の審査が必要です。 対象 創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者
03 信用保証協会創業関連保証特例の適用	04 東京都「創業融資」の特例の適用
創業2か月前から対象となる創業関連保証を、創業6か月前から利用できます。 ※保証の特例を受ける際は別途信用保証協会の審査が必要です。 対象 創業前の方	東京都「創業融資」の融資利率が0.4%優遇されます。 ※保証の特例を受ける際は別途信用保証協会の審査が必要です。 対象 創業者または創業5年未満の方

そのほか、創業に関する助成事業や補助金の要件として利用できる場合があります。

申請窓口・お問い合わせ

必要書類

- 申請書（市ホームページでダウンロードできます）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- 返信用切手（証明書を郵送希望の場合のみ）

申請受付から証明書発行まで通常3～7日程度かかりますので、ご了承ください。

むさしの創業・事業承継支援コーナー
武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市役所西棟7階 産業振興課内
☎0422-60-1832（直通）

事業承継 個別相談

あなたの大切な事業を



未来に引き継ぎませんか？

「親族や従業員に事業を引き継ぐための準備がしたい」、「後継者が決まっていない」、「事業を譲り渡したい・譲り受けたい」など、事業承継に関するお悩みや思いは、それぞれです。

武蔵野市では、東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターの専門家による個別相談を行っています。お気軽にご予約・ご相談ください。

予約・お問い合わせ

開催日 毎月第1火曜日

時間
(1件90分)

①午後1時30分から午後3時まで
②午後3時から午後4時30分まで

持ち物

・直近3期分の決算書または確定申告書
・会社概要が分かる書類（会社案内、ホームページ等）

東京都多摩地域 事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業の第3者承継（M&A）・親族内承継・従業員承継・経営者保証解除について支援を行っています。

むさしの創業・事業承継
サポートネット

事業承継支援機関

（立川商工会議所内）
立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル12階
TEL 042-595-9510



東京都多摩地域 事業承継・引継ぎ支援センターは、立川商工会議所が経済産業省の委託を受けて実施している事業です。

武蔵野市で創業する方・事業を引き継ぎたい方を応援します！

むさしの創業・事業承継 サポートネット

武蔵野市で、
想いをつなぐ

セミナー等の
開催

専門家による
個別相談

資金調達
支援

詳しくは、中面をご覧ください。



むさしの創業・事業承継サポートネット
<https://www.facebook.com/musashinosogyo>